



新春初釜(大原正法寺)



昨年(昭和六十二年)は内政、外交とも厳しい年であり、激な円高による不況、土地の高騰等揺れ動く経済情勢の中にあつて行財政改革が進められ四月には地方自治の展望を開く統一地方選挙も行なわれました。

さて、小浜市にありましては待望久しかった庁舎の完成を見、市民ともども感激を新たに新しい歴史への第一歩を踏み出しました。一方、国家的プロジェクトであります北陸新幹線の建設、近畿自動車道敦賀線の着工。また、市街地におき

また、市街地におきましても、議決機関といたしましては市民生活の安定向上をはかるため今後さらに、創意工夫を重ね市民の皆さまの御期待にこたえられるよう決意を新たにしております。どうか、本年も相変わらぬ御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、J.Rバスの分離に関する意見書案が寺本 久雄教育民生常任委員長より提案なされ全会一致で可決、関係方面へ意見書を提出した。最後に、北陸新幹線、大阪南越前の駅・ルートの早期公表に関する意見書案が森下智高交通対策委員長より提案があり、全会一致で可決、関係方面へ意見書を提出して定例会を閉会した。

新年明けましておめでとうございませう。昨年は市民の皆さまの力強い御支援をいただき、ここに希望に満ちた昭和六十三年を

迎えることができましてこと、は、ひとえに皆様様の御指導のためものと衷心より感謝申し上げ謹んで厚く御礼申し上げます。

これは諸事業の一日も早い着工、早期完成を祈念いたしますとともに市民の皆さま方の、より一そうのお力添えをお願い申し上げます。

昭和六十二年第六回小浜市議会定例会が十二月十一日に招集された。今定例会の会期を二十一日までの十一日と定め、直ちに議案の審議に入った。

先に決算特別委員会に付託した認定案件を閉会中の継続審査とした。次いで陳情撤回の申し出があり、これを了承。続いて、各常任委員長より報告があり、質疑、討論、採決の結果、原案のとおり可決をした。



小浜市議会議長 岡本 治

希望に満ちた 都市づくりの邁進

12月定例会

長より提案理由の説明がなされ質疑を経て、それぞれ所管の常任委員会に付託をした。次いで請願、陳情を委員会に付託、十二、十三日までを休会として延会をした。十四日に本会議が再開され十四、十五日の二日間にわたリ一般質問が行なわれ、八名の議員が六十三年度予算編成、市東部の振興、運動公園建設等々について理事者の考えをただした。十六日より二十日までを休会とし二十一日に本会議を再開。

一 般 質 問

12月定例会市議会の一般質問が12月14日、15日の2日間にわたって行なわれた。

今定例会の一般質問は8名の議員が昭和63年度予算編成の基本姿勢、道路交通の整備、アスベスト(石綿)、運動公園建設、工業振興条例等について理事者の考えをたじた。

(質問、答弁の要旨は次のとおり)

昭和六十三年年度の予算編成についてですが、その構想と重点施策をどうお考えなのか。その中でも目玉は何かをお聞きしたいものであります。そうして、その予算措置は骨格予算をとるのか、通常予算で取り組むのか、その考えをお聞きするものであります。また、市税の予定額をどのように見ておられるのかお伺いしたいものであります。市の財政見通しは庁舎、し尿処理施設の大型プロジェクトは六十二年度に完了するところができました。継続中であります公共下水道事業、市街地再開発事業をはじめ若狭総合公園等の県営事業負担金など大型公共事業及び市民に密着した道路交通網の整備、生活環境施設の整備、産業基盤の整備、教育文化施設等、大きな事業が山積

しているところですが。このことから財政需要は決して樂觀は許さないものであります。市税の負担にこたえるためには国、県の指導を受けながら六十二年度に引き続き小浜市行政改革大綱に沿って事務、事業の見直しを積極的に進め、同時に財政の合理化、効率化をはかりつつこれら事業の整備に限られた財源を重点的に充て、将来の魅力ある、住みよい活気ある街づくりと福祉の向上を目指して六十三年度予算は大型プロジェクトがメジロ押しに並んでいるわけで、いきおい継続事業はもとより事業の緊急性、効率性をも考慮して市民福祉に支障のないよう年間総合予算、つまり通常予算を組まさせていただきます。ご存じのとおりでございます。

(税務課長)

税収の伸びはどのくらいかということですが、市税の中でも主なものが市民税で、六十二年決算で四十七・四割、次に固定資産税が三十六割、両方合わせて八十三・四割でございます。その次の都市計画税の五・二割を加えると九十三・九割を占めており市税の大半でございます。そういう関係、また今回上程させていただいております市民税の所得減税に伴う条例

の改正、固定資産税については来年評価変更ということでは作業を進めているわけですが、詳しいことは先にならないうとつきりしたことはわからないと思っておりますが、六十二年で十・二割の伸びがあったわけでございます。所得減税による市民税の落ち込み、固定資産の評価変更で少しは上がるかも知れませんが、昨年並みの伸びを何とか確保したいということになっております。このところ小浜市は大型事業が山積をし当市の発展のきざしに意を強くするところでありあります。しかし、半面をとらえてみますと大型事業ともなれば、その行く次第で、そのリスクも非常に大きくなるのは当然であります。そこで、それぞれの事業の成果をさらに成果あるものにするために、また所管の連係プレーを強化し、ひとつひとつの事業は小浜市の発展のために十分に実力を発揮できるように総合する管理部門をつくってはいかがかと思うわけでありあります。それぞれが力いっぱい働ける基盤づくりを御検討いただきたいと思っております。こういうふうにならないうちでここに質問をしたわけであり

ます。都市づくりの総合管理部門を、各事業の相乗効果を引き出してはどうかということですが、結論を先に申し上げますと全く同感という感じがいたすわけでございます。このため、プロジェクトについては現在庁議等にはかり調整をしております。今後、さらに都市機能の向上をはかるためにはそれぞれの事業の相乗効果を引き出して地方の中核都市の発展をはかるために都市づくりの全体を総合的に協議、調整、より強力な体制が必要であると考えられます。今後のことにつきましては早期に検討を加え御指摘の機関の研究をいたしたいと存ずる次第でございます。いま問題になっておりますアスベストについてお伺いたします。学校やビルの天井に吹きつけられている建築材料、石綿が発ガン性物質であることが問題になっております。県教育委員会もアスベスト使用の学校名を公表しておりますが、幸い小浜市の名前がないのですが、小浜市の建築物に石綿が一切使われていないのかどうか、調査をする必要がないのか、その考えをお伺いいたします。また、東京都の上水道の飲料水の中から大量の石綿が検出され都議会でも問題になりました。その原因は水道管の本管に石綿を使用していたことがわかりました。小浜市においても上水道、簡易水道に多くの石綿管が使用されていると聞きますが、それぞれ、どれだけ、何に使われているのか。市内の水道管にアスベストが含まれているのかどうか、調査をしているのなら、その結果を公表すべきであると思っております。その考えをお伺いします。当市の学校その他の施設にアスベストが使用されていないか。あれば施設の改善等をどのように考えているかということですが、アスベストは吸音、断熱、耐火等にすぐれた性質がありますので、建材として全国的に使われておつたわけでございます。いま、特に問題になっているのはアスベストの吹きつけでありまして、建物の壁、天井に昭和三十一年ころから使用禁止になる五十年九月まで使用していた材料でございます。当市の建物についても設計図で名記されている製品名、工法など調査をいたしまして

もアスベストの使用はなかつたわけでございます。

今後、国、県等の指導を受けて調査をして、また追跡をして問題点があれば万全策を講じていきたいと思っております。

(水道課長)
本市の水道管の布設が百六キ口でございます。この内石綿管使用が四万一千口でございます。

石綿管の延長は四・〇八キロになるわけでございます。しかし石綿管は全国的に使用されており、昭和五十三年度までに少ない所で三割、多い所では三十四割の石綿管が利用されております。

また、都の検査の結果、相当多くのアスベストが含まれているということですが、確かに含まれていると思います。空气中に含まれているのが大部分でございます。それが浄化、ろ過等により九十割削減されるというふうに聞いており、現在のところだいたいようぶ、だというふうに理解してよろしいというふうな結果も出てございます。

本市では調査はしてありません。というのは水道の調査、水質基準についてはアスベストの項目はございませんので調査をしておりません。今後、国県の指導により調

査をしなければならぬ事態になりましたら調査をするつもりでございます。

リゾート開発についての問題であります。北近畿リゾート開発の整備計画などについてお尋ねをいたします。

最近、市長もよく北近畿リゾート基地の話をされることがありますが、その全体像は何かのお尋ねいたします。当市の場合、一大観光の街として位置づけは海洋性に富んだレクリエーションリゾート基地としての位置づけはなにか。

若狭の古い歴史を生きし既存の施設や幾つかの伝統産業を育成しながら、これからの街づくり。
また、若狭の中核観光の拠点としての位置づけ、役割りを果たすためにも国県の計画を得るにしても民間活力の導入を行なうにしても、この若狭に居住する住民の厚い願いと夢を折り込んだ計画を立案、推進させるには何らかの懇話会か委員会などの研究機関が必要でないのかお尋ねをいたします。

当市におけるリゾート計画については若狭の中心に位置し、すぐれた観光資源に恵まれており観光産業もおおいと盛況を呈しつつあり、近時勃興しつつあるスポーツレク

リエーションなど大規模リゾートゾーンとして当地が持つているポテンシャルはきわめて高い状況にあると考えております。
欠点は交通網の立ちおくれでございます。このハンディを克服しながらも近畿圏の中で、その存在を主張していくためには非常な努力をしなければならぬ現状でございます。

何といつても交通基盤の整備が最も重要であり、早期実現のために最大の努力を払う所存であります。

これらの社会基盤の整備に加え、積極的に民間活力を導入し、現在潜在をいたしております潜在需要の発掘と今後ますます盛んになるであろう海洋性スポーツレクリエーション基地の整備など、当地域の特色を十分に生かしたリゾート計画に取り組んでまいりたいというふうな思っているところでございます。

(企画課長)
リゾート開発の地元の見解を反映させるためには何らかの懇話会あるいは研究機関が必要ではないかということですが、現在国土庁をはじめとして運輸、通産、建設、水産庁、林野庁の六省庁がそれぞれ北近畿地域総合整備計画調

査を今年秋から実施をして

おりまして、調査にあたりまして地元の自治体をはじめ関係団体並びに学識経験者を委員に委託をいたしまして整備計画の検討に入っております。

さらに地元の意見を反映させるために京都、兵庫、福井県の三県の知事によりまして近く北近畿開発促進協議会が発足する予定になっております。

そのようなことで、現在のところ市単独のこういった懇話会、研究機関の設置は考えていないのでございます。

決算特別委員会

- 委員長 松崎茂明
- 副委員長 岡明男
- 委員 岡尾正雄
- 委員 宮川建一
- 委員 松尾剛
- 委員 浜岸利一
- 委員 浜野是
- 委員 中沢吉次

常任委員会

常任委員会が所管事項の調査、研究につき全国の先進都市の視察を行なった。

- 総務常任委員会 十月二十一～二十三日 熊本県玉名市、荒尾市 (視察項目) 公共下水道終末処理場文化センター
- 建設常任委員会 十一月四～六日 岩手県水沢市、宮古市 (視察項目) 中心市街地活性化事業都市公園
- 公共下水道事業 都市開発事業の推進 産業経済常任委員会 十月二十一～二十三日 秋田県大曲市、男鹿市、角館町 (視察項目) 農、工業の振興 農業博物館 就業改善センター 観光開発 水産業の振興 総合運動公園
- 教育民生常任委員会 十月二十一～二十三日 香川県坂出市 愛媛県宇和島市 (視察項目) 老人福祉 身障老人福祉事業

請願・陳情

十二月定例市議会にて、次の請願、陳情を審査しました。

採 択

- 請願第一号 J Rバスの分離に反対する決議要請 (提出者、中名田地区区長会長 小堂 義夫) 紹介議員 中沢 吉次 坂下 均 村上 一司
- 陳情第五号 母子家庭に対する修学費等の支給について (提出者、県母子寡婦福祉連合会会長 西尾千ヌイ 外一団体)
- 陳情第八号 J Rバス事業の「分離」に関する意見書提出を求める陳情書 (提出者、西日本鉄道産業界労働組合 小浜自動車分会 分会長 的場 富夫 外二十九団体)
- 閉会中の継続審査 陳情第七号 固定資産税の据え置きを求めめる陳情書 (提出者、福井県労働組合評議会議長 石田等 外二団体)

意見書

関係機関へ提出

地方自治法第九十九条第二項、市議会 会議規則第十四条の規定により意見書 を可決して関係機関へ提出した。

意見書案第五号

JRバスの「分離」に関する意見書

- 提出者 寺本 久雄
賛成者 山本 肇
" 深谷 嘉勝
" 浜野 是
" 富永 一夫

西日本旅客鉄道会社は来年の四月からバス事業を分離すべく急ピッチで作業を進めています。

しかし、この計画は鉄道の特性が十分に発揮できない地域における公共交通としてのバス事業の役割りをまつこうから否定するものであります。かりに、分離が強行されれば、その結果は園児、小中高生の通園、通学、お年寄りの買い物、通院などの足がなくなり、家計への負担が一そう増大します。

また、バス路線の切り捨て

は過疎の促進をはじめ、その地域生活そのものに大きな影響を及ぼすことは明らかであります。

よって、バス運賃の大幅値上げやバス路線の切り捨てにつながるJRバスの分離に強く反対するものであります。以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和六十二年十二月二十一日

意見書案第六号

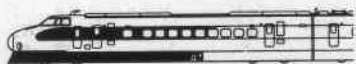
北陸新幹線、南越く大阪間の駅・ルートの早期公表に関する意見書

- 提出者 森下 智
賛成者 山本 肇
" 深谷 嘉勝
" 寺本 久雄
" 富永 一夫

首都圏への時間短縮をはじめ経済、文化の交流など、北陸地域はもとより県土の均衡ある発展をはかる上からも欠くことのできないきわめて重要な社会基盤である。また、第四次全国総合開発計画に基づく多極分散型国土の形成をはかるためにも不可欠の要素である。よって、政府におかれては整備計画に基づく南越く大阪間の駅・ルートを早期に公表されるとともに、その中で「若狭駅」を設置されるよう、あわせて強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和六十二年十二月二十一日



球技

大会

第七回国道162号並びに園部平屋線沿線市町村親善球技大会が去る十月に京都・園部公園多目的運動場で小浜市、名田庄村、美山町、京北町、日吉町、園部町議会議員の六チームが参加して開催され小浜市議会チームが優勝した。(結果は次のとおり)

一回戦	小浜市	14	1	2	18
二回戦	日吉町	4	5	0	9
二回戦	美山町	6	7	0	13
優 勝 戦	小浜市	10	1	2	13
優 勝 戦	小浜市	4	0	0	3
優 勝 戦	京北町	0	2	0	3
優 勝 戦	小浜市	0	2	0	3
優 勝 戦	小浜市	0	2	0	5

第十七回福井県市議会議員対抗ソフトボール大会が去る十月本市で開催され小浜市議会チームが三位になった。

一回戦	小浜市(不戦勝)								
二回戦	大野市	3	0	1	2	2	0	0	8
三位決定戦	小浜市	0	2	0	0	0	0	4	6
三位決定戦	小浜市(不戦勝)								

議会豆知識

特別委員会について

特別委員会は常任委員会と同様、条例(地方自治法百十条)で設置することができる。自治法百十条で「普通地方公共団体の議会は、条例で特別委員会を置くことができる」とされており、これを受け小浜市議会委員会条例第三条で「特別委員会は、必要がある

限られるものである。特別委員会の委員の定数については、特に基準はないが、特別委員会も合議体であるから、その性質上三人未満の定数とするには許されないものである。とする説もある。委員の選任は、議会において選任する。

また、特別委員会の委員の辞任については、委員は議員の中から選任されるから、特別委員が議員でなくなれば特別委員の職も失うことになる。特別委員が議員の職を失うことなく、特別委員たるの地位を失う場合としては付議事件の審議の終了、付議事件の審議未了、付議事件の消滅等による特別委員会の消滅による辞任がある。

このほかに、常任委員と異なり特別委員については本人の意思による辞任が認められる。議員は必ず一口の常任委員となることとされているのに対し、特別委員となることは法律上要求されているわけではないからである。

また、議員は特別委員に就任した以上自由に辞任し得るものではなく、特別委員の選任機関である議会の許可を要する。

また、議員は特別委員に就任した以上自由に辞任し得るものではなく、特別委員の選任機関である議会の許可を要する。